## JY62A

## 第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 12問 3時間 無線工学 24問 3時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入(マーク)すること。

- [1] 電波法の用語の定義に関する次の記述のうち、電波法(第2条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
  - 1 「電波」とは、500万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
  - 2 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送るための通信設備をいう。
  - 3 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
  - 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- [2] 次の記述は、無線局の免許後の変更手続等について述べたものである。電波法(第17条及び第18条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。
  - ① 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は **A** をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない(注)。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

- ② ①により無線設備の設置場所の変更又は **A** の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が①の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 **B** を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ③ ②の検査は、②の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者 (注1) 又は登録外国点検事業者 (注2) が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る **C** を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。
  - 注1 電波法第24条の2 (検査等事業者の登録) 第1項の登録を受けた者をいう。
    - 2 電波法第24条の13 (外国点検事業者の登録等) 第1項の登録を受けた者をいう。

ABC1 無線設備の変更の工事当該無線局の無線設備検査の結果2 無線設備の変更の工事許可に係る無線設備点検の結果3 周波数、電波の型式若しくは空中線電力の変更当該無線局の無線設備点検の結果4 周波数、電波の型式若しくは空中線電力の変更許可に係る無線設備検査の結果

- [3] 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ施設してはならない機器に該当するものはどれか。電波法(第37条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合を除くものとする。
  - 1 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器
  - 2 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
  - 3 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機器
  - 4 放送の業務の用に供する無線局の無線設備の機器

					皮数の割当周波数からの許容することがて 最大の偏差をいい、100万分率又はヘル	
2					数の電波の発射であって、そのレベルを情 と含み、帯域外発射を含まないものとする	
	Α	В	С			
1	基準周波数	低減	高調波発射、低調波多	発射、寄生発射及び相互	互変調積	
2	割当周波数	除去	高調波発射、低調波多	発射、寄生発射及び相互	互変調積	
3	基準周波数	除去	高調波発射及び低調液	皮発射		
4	. 割当周波数	低減	高調波発射及び低調液	皮発射		
[ <b>5</b> ]	次の記述は、無 対定に照らし、	内に 破損、発火、 、当該無線認	入れるべき最も適切な字 発煙等により <b>A</b> こ g備から発射される電波の	句の組合せを下の1か ことがあってはならな の強度(電界強度、磁界	生施行規則(第21条の3及び第21条の いら <b>4</b> までのうちから一つ選べ。 い。 『強度、電力束密度及び磁束密度をいう。) える場所(人が通常、集合し、通行し、そ	が電
[ <b>5</b> ] Ø	次の記述は、無 対定に照らし、 無線設備は、 無線設備には 波法施行規則別 出入りする場所 次の(1)から(3) (1) 平均電力が (2) C の類	破損、発火、 破損、発火、 、当該無線診 表第2号の に に限る。)に までに掲げる B 以一 無線設備 に掲げるもの	入れるべき最も適切な字発煙等により A 3 6 ではから発射される電波の強度の値の取扱者のほか容易に出入る無線局の無線設備についての無線局の無線設備	「句の組合せを下の1か ことがあってはならな の強度(電界強度、磁界 の表)に定める値を超り りすることができない いては、この限りでは	いら4までのうちから一つ選べ。 い。  引強度、電力束密度及び磁束密度をいう。) える場所(人が通常、集合し、通行し、そいように、施設をしなければならない。た	が電 その他 だし、
[ <b>5</b> ] Ø	次の記述は、無 対定に照らし、 )無線設備は、 )無線設備には 波法施行規則別 出入りする場所 次の(1)から(3) (1) 平均電力が (2) <u>C</u> の約 (3) (1)及び(2)	破損、発火、 破損、発火、 、当該無線診 表第2号の に に限る。)に までに掲げる B 以一 無線設備 に掲げるもの	入れるべき最も適切な字発煙等により A 3 6 ではから発射される電波の強度の値の取扱者のほか容易に出入る無線局の無線設備についての無線局の無線設備	「句の組合せを下の1か ことがあってはならな の強度(電界強度、磁界 の表)に定める値を超り りすることができない いては、この限りでは	いら <b>4</b> までのうちから一つ選べ。 い。 『強度、電力東密度及び磁東密度をいう。) える場所(人が通常、集合し、通行し、そ いように、施設をしなければならない。た ない。	が電 その他 だし、
[ <b>5</b> ] Ø	次の記述は、無 対定に照らし、 )無線設備は、 )無線設備には 波法施行規則所 次の(1)から(3) (1)平均電力が (2) C の(3) (3)(1)及び(2) 4号に定める	大 破損、発火、 表第2号の。 表際で B にまり、 には はは はは はは はは はは には には には には	入れるべき最も適切な字 発煙等により A 3 設備から発射される電波の 3の3(電波の強度の値の 取扱者のほか容易に出入 3無線局の無線設備につい 下の無線局の無線設備 ののほか、電波法施行規則 線設備	に 句の組合せを下の 1 かことがあってはならない 強度 (電界強度、磁界の表) に定める値を超り りすることができない ては、この限りでは に 1 条 2 1 条 の 4 (電波の)	い。 引強度、電力東密度及び磁東密度をいう。) える場所(人が通常、集合し、通行し、そ ように、施設をしなければならない。た ない。 の強度に対する安全施設)第1項第3号ス	が電 その他 だし、
[5] Ø (1) (2)	次の記述は、無 対定に照らし、 対定に照らし、 無線設備は、 無線設備には 波法施行規則所 次の(1)から(3) (1) 平均電力が (2) C のが (3) (1)及び(2) 4号に定める A 他の電気的設	大 破損、発火、 表第2号のにま ま第3 にまである。 はまでは、 はまがいる。 ははいる。 ははいる。 ははいる。 ははいる。 ははいる。 ははいる。 ははいる。 ははいる。 ははいる。 ははいる。 ははいる。 ははいる。 はい。 はいる。 はい。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はい。 はいる。 はいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	入れるべき最も適切な字 発煙等により A 3 設備から発射される電波の 3の3(電波の強度の値の 取扱者のほか容易に出入 3無線局の無線設備につい 下の無線局の無線設備 ののほか、電波法施行規則 線設備	に 句の組合せを下の 1 か ことがあってはならな か 強度 (電界強度、磁界 の表) に定める値を超 りすることができない ては、この限りでは が 1 条 2 1 条 の 4 (電波 の B	い。 引強度、電力東密度及び磁東密度をいう。) える場所(人が通常、集合し、通行し、そ いように、施設をしなければならない。た ない。 の強度に対する安全施設)第1項第3号又	が電 その他 だし、
[5] Ø ②	次の記述は、無 対定に照らし、 無線設備は、 無線設備はは、 無線設備に則別所 次(1) 平で (2) で (3) (1) 及び(2) 4 号に定める A 他のに 人体に を 人体に を の記述ののでは、 A 他のに 人体に を の記述ののでは、 ののでは、 とののでは、 の	破損、表にました。 破損、差にました。 発線のには、 のでは、	入れるべき最も適切な字 発煙等により A 3 設備から発射される電波の 3の3(電波の強度の値の 取扱者のほか容易に出入 3無線局の無線設備につい 下の無線局の無線設備 ののほか、電波法施行規則 線設備	に何の組合せを下の1か ことがあってはならな の強度(電界強度、磁界 の表)に定める値を超か りすることができない いては、この限りではない 関第21条の4(電波の B 50ミリワット	い。 れら4までのうちから一つ選べ。 い。 れ強度、電力東密度及び磁東密度をいう。) える場所(人が通常、集合し、通行し、それように、施設をしなければならない。たない。 の強度に対する安全施設)第1項第3号又  C  移動する無線局	が電 その他 だし、

- [6] 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則(第50条及び第51条)の規定に照らし、これらの規定 に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
  - 1 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は 総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に返納しなければならない。
  - 2 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に写真 1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に提出しなければならない。
  - 3 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、1箇月以内に再交付 を受けた免許証を総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に返納しなければならない。
  - 4 無線従事者は、氏名に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に 免許証、写真1枚及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。) に提出しなければならない。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を B に人命の救助、災害の救援、 C の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。	[7]			いて述べたものである。電波法(第52条)の規定に照らし、 64までのうちから一つ選べ。	、 内に入れるべき最も適
1電気通信業務の通信利用することができないか又はこれを利用することが 著しく困難であるとき電気通信業務の通信で通通信2電気通信業務の通信利用することができないとき交通通信3有線通信利用することができないか又はこれを利用することが交通通信					
著しく困難であるとき変通通信2 電気通信業務の通信利用することができないとき交通通信3 有線通信利用することができないか又はこれを利用することが交通通信			A	В	С
3 有線通信 利用することができないか又はこれを利用することが 交通通信		1	電気通信業務の通信		電力の供給
		2	電気通信業務の通信	利用することができないとき	交通通信
		3	有線通信		交通通信

- [8] 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法(第55条、第56条、第57条及び第59条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
  - 1 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

電力の供給

- **2** 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信(注)を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
  - 注 電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は第164条(適用除外等)第3項の通信であるものを除く。

利用することができないとき

- 3 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全 通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 無線局は、総務大臣が行う無線局の検査に際してその運用を必要とするときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- [9] 無線設備が電波法第3章(無線設備)に定める技術基準に適合していないと認めるときに、総務大臣が当該無線設備を使用する無線局(登録局を除く。)の免許人に対して行うことができる処分に関する次の記述のうち、電波法(第71条の5)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
  - 1 無線局の免許を取り消すことができる。

4 有線通信

- 2 当該無線設備の使用を禁止することができる。
- 3 臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 4 技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

[10]	次の記述は、無線局(登録局を除く。)の免許人の総務大臣への報告等について述べたものである。電波法(第80条がび第81条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。							
	( () ()	無線局の免許人は、次の(1)及い。 1) A。 2) B。 総務大臣は、無線通信の秩序の ご関し報告を求めることができる	の維持その他	ずる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣( 也				
		A		В	С			
	1	遭難通信、緊急通信、安全通信 非常通信を行ったとき	言又は	電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して 運用した無線局を認めたとき	無線局の適正な運用			
	2	無線設備の機器の試験又は認行うために無線局を運用した。		電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項 に規定する通信の訓練のための通信を行ったとき	無線局の適正な運用			
	3	遭難通信、緊急通信、安全通信 非常通信を行ったとき	言又は	電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項 に規定する通信の訓練のための通信を行ったとき	電波の能率的な利用			
	4	無線設備の機器の試験又は記行うために無線局を運用した。		電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して 運用した無線局を認めたとき	電波の能率的な利用			
		期間を定めて行う運用許容時間 期間を定めて行う運用許容時間 期間を定めて行うで中線電力の	のうちから- 方又は通信事 間の制限		,电似仏(知 1 0 末)の			
	4	期間を定めて行う周波数の制限						
[12]				を除く。)の廃止等について述べたものである。電波 べき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのう				
	① ② ③	免許人は、その無線局を廃止で 免許人が無線局を廃止したとる 免許がその効力を失ったとき	きは、免許に					
		A	В					
	1	申請しなければならない	1箇月以内	りにその免許状を返納				
	2	届け出なければならない	1 箇月以内	りにその免許状を返納				
	3	届け出なければならない 速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告						
	4	申請しなければならない	速やかにる	その免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告				